木製プランターカバー制作業務委託 (10月) に関する一般競争入札公告

木製プランターカバー制作業務委託(10月)について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により公告する。

令和6年6月12日

岐阜県知事 古田 肇

本調達は、資料提出及び入札を電子手続(IC カードが必要です。)で行う案件です。なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができます。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

木製プランターカバー制作業務委託(10月)

(2) 委託業務の概要 入札説明書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日(木)

2 入札参加者の資格に関する事項

以下の(1)~(5)のすべての事項を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4項第1項及び第2項の規定に 該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置 要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく資格停止措置を、競争 入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表 に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。
- (5) 過去に、国・地方公共団体が木製プランターカバーまたはその他の木材製品を活用するため、発注した業務委託、製造請負等を契約し、完了した実績があること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

住 所 〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号

部 署 岐阜県農政部農産園芸課 花き係

電 話 058-272-8428 (直通)

F A X 058-278-2692

Mail c11423@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和6年6月12日(水)から令和6年6月18日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

ただし、初日は岐阜県電子調達システム(入札情報公開システム)公開後からとする。

イ 交付場所

岐阜県電子調達システム(入札情報公開システム)に掲載する。

- (3) 競争入札参加資格の確認
 - ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1) まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - イ 提出期限 令和6年6月20日(木)午後5時まで

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

- ウ 入札参加資格の確認結果は、令和6年6月21日(金)までに通知する。
- (4)入札の日時及び場所
 - アー日時

令和6年6月25日(火)午前10時45分

(電子手続で行う場合は、令和6年6月24日(月)午後5時までに3の(1)に必着のこと。)

イ 場所

岐阜市薮田南二丁目1番1号 岐阜県庁舎20階 2002会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7)入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は本人又は代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。) 第114条に該当するときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の 100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札記載金額をもって入札した 者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵便等又は電子手続による入札を行った者がある場合は、再度入札を行わない。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認に おいて虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条のいずれかに 該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないと きは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を 締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1)入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

- (3)郵便による入札は認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず 契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づ く入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約の締結日までの期間内に受けた時は、当 該落札者との契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は入札説明書による。